

令和8年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和8年3月13日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松山	貢	6番	牧野	牧子	11番	安部	大助
2番	村上	一	7番	齋藤	則子	12番	前田	芳樹
3番	西村	万里子	8番	村上	謙武	13番	石田	茂春
4番	脇田	千代志	9番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
5番	山田	浩太	10番	西尾	幸太郎			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	池田	高世偉	水産振興室長	曾我部	一彦
副町	長	大庭	孝久	建設課長	岸本	則和
教育	長	野津	浩一	都市計画課長	石田	傑
会計管理者		齋藤	和幸	環境課長	原	秀人
総務課長		宇野	慎一	エネルギー対策室長	野津	寿天
危機管理室長		柳原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶山	宏
地域振興課長		橋本	博志	上下水道課長	村上	和久
財政課長		長田	寿幸	布施支所長	坂本	忠
施設管理課長		堀川	秀樹	五箇支所長	石橋	忠夫
税務課長		池本	繁樹	都万支所長	近藤	勝志
町民課長		和田	美由貴	中出張所長	黒川	直照
保健福祉課長		野津	千秋	総務学校教育課長	金井	和昭
住民福祉担当課長		広江	和彦	社会教育課長	中村	恒一
商工観光課長		藤野	一	中央公民館長	木瀬	高宏
農林水産課長		増本	直行			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

1. 議員提出議案の題目

発委第2号 西郷港周辺まちづくり事業「海に見える交流館建築工事」に伴う町道計画に
対する附帯決議

議事の経過

○議長（安部大助）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時22分）

（本会議再開宣告 11時22分）

日 程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第4号から議第23号までの20件、議第27号から議第38号までの12件、及び請願3件並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤 則子）

おはようございます。

それでは、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

まず1、委員会開催日についてでございますが、2月24日、25日、3月9日、10日、11日の5日間ございました。

2、付託案件は、別紙のとおりでございます。

3、審査の結果につきましては、議第13号、議第28号は賛成多数で「可決すべし」といたしました。その他、条例の制定及び改正、廃止、工事請負変更契約の締結、財産の無償譲渡、令和8年度一般会計及び特別会計予算、第2期総合保健福祉計画はすべて全会一致で「可決すべし」といたしました。

4、審査の経過及び主な意見、指摘事項等につきましては、1、議第13号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第28号 令和8年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算につきましてでございます。

子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、国保税を増額する条例改正とそれに伴う予算案でございます。

担当課からは、「被保険者の負担軽減を図るため、医療分・後期分・介護分については税率を据え置き、子ども・子育て支援納付金分については、新制度のため標準保険料率とする。なお、子ども分については、被保険者1人当たりの月額平均約300円となる」との説明がございました。

委員からは、「国の制度改正によるものであっても、国保税を軽減して欲しいという町民が多い中で増額するのは認められない」との意見がございました。採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数で「可決すべし」といたしました。

2番目に、議第27号 令和8年度隠岐の島町一般会計予算、高齢者福祉対策事業のうち、新規の地域福祉センター指定管理費800万円についてでございます。

令和7年度まで、介護報酬を主な収入としていた高齢者福祉施設については支給しないこととしていた指定管理料を今回から支給することにするものでございます。

委員からは、「指定管理費と補助金は併用できないのではないか」との意見がございましたが、担当課からは「指定管理費と補助金は性格が違うものであるため、併用は問題ない」との回答がございました。

次に、国民スポーツ大会開催地準備事業1,745万5,000円についてなんですが、その中の国スポジュニア選手強化事業「相撲200万円」についてでございます。

委員からは、「2030年開催といっても、すぐやってくるので、もっと機運を盛り上げて」との意見があり、委員会としても、役場や隠岐汽船、隠岐空港などに垂れ幕・横断幕を掲げるとか、町の封筒に「神在り国スポ2030の成功を！」と印刷するとか、オリジナルTシャツを普及するなど、さらに啓発活動に力を入れるよう要望しておきます。

次に、布施公民館管理運営事務1,428万8,000円、あと、中央公民館活動振興事業497万

8,000 円についてでございます。

公民館は社会教育にとって大変重要な施設であることから、委員からは、「公民館は地域にとって大切であるので、財政上の理由から人件費を減らすべきではない」「中地区の公民館の立ち上げを急ぐべき」などの意見がございました。

委員会としても、しっかり取り組むよう指摘いたしました。

次に、図書館管理運営事業 3,659 万 3,000 円の郷土資料アーカイブ事業 1 万 8,000 円についてでございます。

委員からは、「前年度に比べ 300 万円減額になっているが、図書館は町民の文化活動の中心的役割を担っており、郷土資料を整理する人件費の削減はするべきではない」との意見がございました。

やはり、担当課からは「指摘を受けとめ今後対応を検討する」との回答がございました。

委員会としては、大事な財産資料がたくさんあるので、引き続きしっかり取り組むよう指摘いたしました。

次 3 番目の所管の調査事項にまいります。

まず、小中学校教育環境基本計画策定に係るアンケート調査についてでございます。

将来の教育環境を整えるためのアンケート調査の方法は、Web アンケートを基本とし、Web 回答が困難な方には、紙アンケート用紙を配布するという計画が、担当課から報告されました。

委員全員からは、「紙アンケートが基本で、Web 回答もできるという方向に変えるべき」と強く指摘いたしましたが、担当課からは、「アンケート調査は配布が間近でこのまま実施する」との回答がございました。

委員会としては、やむなく了解しましたが、アンケートの集約状況を見なければいけないこともあり、このような大事な案件に対するアンケート方法としては、将来に禍根を残すのではないかと強く危惧するものでございます。

次に、選挙執行体制見直しによる影響調査について。

担当課から、選挙執行体制見直しと投票率低下の関係性について、影響調査の報告がございました。特に高齢者の投票率が下がっていることについて、委員からは、「投票所を減らしたことが原因ではないか」また、「投票所を増やせないのであれば、臨時期日前投票所を増やすべきではないか」などの意見がございました。

担当課からは、「当面の間は現行の選挙執行体制を維持する。可能な限り、高齢者に配慮し

た投票環境の整備について検討していく」との回答がございました。

委員会としては、選挙は国民の権利と義務が1つになった機会であることから、町民の権利が制限されないように、特に要望しておきます。

以上で、委員長報告を終わります。

また所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究を行います。

○議長（安部大助）

次に、産業建設常任委員長 6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野牧子）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

- 1、常任委員会開催日は2月24日、25日、3月9日、10日、11日の5日間で行いました。
- 2、付託案件は、別紙のとおりでございます。
- 3、審査の結果、付託された議案はすべて全会一致で「可決すべし」といたしました。

令和7年12月定例会にて継続審査となっていた請願第4号は、委員長裁決により「不採択すべし」とし、請願第1号、請願第2号については、全会一致で「採択すべし」といたしました。

- 4、審査の経過及び主な意見、指摘事項等でございます。

議第27号 令和8年度隠岐の島町一般会計予算についてでございます。

清掃センター管理運営事業・太陽光発電電気設備保安点検業務 39万6,000円及びリサイクルセンター管理運営事業・設備管理費 23万8,000円についてでございます。

昨年6月定例会において、太陽光PPA発電事業の開始にあたり、ごうぎんエネルギー株式会社との事業計画等の詳細な説明が不足していたため、債務負担行為の修正を行いました。

その後、9月の定例会にて改善が認められ、事業は承認に至った経緯がございます。

しかし、今回の当初予算において、清掃センター及びリサイクルセンターの、電気設備保安点検業務として、それぞれ39万6,000円、23万8,000円が、来年度から追加でかかることに對し、委員からは「これは太陽光発電事業により追加でかかる費用なのか」との質問に對し、担当課からは「施設の所有者として、保安点検費用が追加でかかることが判明し、このたび計上した」との説明がありました。

委員からは、「20年間のランニングコスト以外に、別途毎年の経費が発生するという認識はあったのか」「管理運営費の発生が判明した時点で、委員会にも報告すべきである」との厳しい意見が相次ぎました。

計画提案当初、大きく問題視された経緯もあり、事業計画に変更が生じた際は、委員会への報告を怠らないよう強く求めるものでございます。

続きまして、請願についてでございます。

提出者、島根県農民運動連合会 会長 田食道弘氏。紹介議員、村上一氏による、「政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願」についてでございます。

引き続き調査が必要であるとして、令和7年12月定例会で継続審査となっていた請願第4号については、「本町の農業者に対しての実情の調査がまだ行われていない」とのことから引き続き「継続審査とすべし」とする意見と、「所得補償をすることによって、品質向上への生産意欲の低下に繋がりがかねない。努力するものが報われる制度が望ましい」などの理由により、「不採択とすべし」とする委員が同数でございました。

より生産向上を目指す農業者に対して、所得補償より、肥料、飼料の物価高騰対策を講じるべきと考え、委員長裁決で「不採択とすべし」といたしました。

次に、提出者 西郷中町町内会連合会 会長 大田耕士氏 他役員10名。紹介議員 山田浩太氏、村上謙武氏による、請願第1号「ポートプラザ館と旧いりふね並びにサカータ間の町道の幅員の現状維持を求める請願」に合わせまして、請願第2号「中町地内町道灘通りの車両通行に関して現状維持の決議を求める請願」についてでございます。

1、請願の概要です。

請願第1号は、建設予定の「海に見える交流館」の南側、西郷郵便局への町道142号線の幅員を減少することなく現状維持を求めるものであり、請願第2号は、旧サカータ東側の町道139号線の一部を車両通行止めにする事なく現状維持を求めるものでございました。

2、審査の経過についてでございます。

委員会では、所管課及び請願者の双方から詳細なヒアリングを行うとともに、道路現況の変更が予定されている2箇所において、通行車両の動線や歩行者の安全性、周辺環境への影響について現地確認を行いました。

3、委員会の審査結果でございます。

審査の過程では、委員から多角的な意見が出ましたが、委員会は請願第1号及び請願第2号を「採択すべし」といたしました。

主な理由は以下の3点であります。

1点目、町と地域住民とのコミュニケーション不足であった。

所管課と請願者の双方から説明を受けた結果、計画決定に至るまでのプロセスにおいて、

住民側に対する十分な説明が行われたとは言い難い。その結果、住民の理解が不十分なまま計画が進められたことが、今回の請願に至った主たる要因であると判断いたしました。

2点目です。現行計画による懸念事項と現地調査の結果でございます。

一部委員からは、「計画を直ちに撤回すべき重大な^{かし}瑕疵は確認されなかった」との意見が出された一方で、別の委員からは、「請願の趣旨に則り、現行の幅員を維持するとともに、車両通行止めとすべきではない」との意見が示されるなど、委員会でも見解が別れました。

さらに、かねてより委員会が指摘してきました「降雪時の対策」や「荷さばき車両の運用」など、具体的な問題に対する解決策が未だに示されておりません。

3点目です。柔軟な総合理解の必要性についてでございます。

委員会では、「海に見える交流館」の軒下敷地を歩行者専用道路として活用することで安全性を高める案や、町道139号線の車両通行制限を時間体によって限定するなど、「折衷案」の提示がありました。

所管課はこうした柔軟な運用を含め、再度、住民と膝を突き合わせた議論が必要であるとの見解で一致いたしました。

以上のことから、町は地域住民の不安を払拭し、懇切丁寧に計画の理解を求める「説明責任」がある。一方で、請願者側においても、町からの説明の申し出があれば、耳を傾ける建設的な姿勢を期待したい。

委員会としては、現状のまま計画を強行することは適当でなく、計画に対する住民との柔軟な相互理解が極めて重要であるとの観点から、請願第1号、請願第2号のいずれも「採択すべし」といたしました。

引き続き、所管の調査事項です。都市再生整備事業についてです。

請願第1号及び請願第2号を全会一致で「採択すべし」と委員会で結論を出した上で、令和8年度隠岐の島町一般会計予算のうち、都市再生整備事業に関連する予算について附帯決議を提出する必要があるのではとの結論に至りました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究いたします。

以上です。

○議長（安部大助）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 特 別 委 員 会 の 中 間 報 告 の 件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第 47 条第 2 項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを申し出のとおり報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田 芳樹）

それでは、竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、令和7年12月17日、令和8年2月13日、2月17日、3月4日に委員会を開催いたしました。付託されている竹島問題啓発事業に関して執行部から説明を受けつつ、協議、提案行動をした中から主なものについて報告をいたします。まず「竹島領有権回復への取り組みの強化と特別措置法の制定を求める意見書」を政府へ提出した件についてであります。

当委員会は、この件に関しまして協議を重ねてまいりました。令和8年2月17日の臨時議会におきまして、政府への意見書提出の議決を求めて、議案の提出をいたしましたところでありました。

竹島領有権回復への議員各位の深いご理解のもとに、全会一致で意見書提出の議決を賜りましたことに、当委員会の委員一同厚くお礼を申し上げます。議決後の2月18日付で、政府機関に発出をしてあるとの報告を議会事務局から受けました。これまでに、隠岐の島町議会では前例のない意見表明と意見書提出でありました。

北方領土問題では、昭和58年から特別措置法が施行され、毎年約17億円の措置費が国から拠出されるとともに、10か所の大きな啓発施設が設置運営をされています。さらに、同法施行時には、100億円規模の隣接地域振興基金が別途設置をされ、現在では、費消も可能とされているのです。また、昭和37年度以降、事業資金や、生活資金に多額な融資事業が実施をされ、多様な隣接地域支援措置が講じられてきました。

調査の結果といたしまして、北方領土問題には、政府を挙げた対策と、膨大な措置費が拠

出されているのに比較をして、竹島問題へは、政府による領有権回復対策と措置費対応がなされていないことが判明しましたので、その格差是正を求めたことでもありました。

「竹島問題の解決の促進のための特別措置に関する法律」を、早期に制定し、国による竹島領有権回復に向けた取り組みの強化と、隣接地域振興施策を推進することを求める意見書でありました。竹島を所管する自治体の議会として意見表明をし続けていくことが必要であると思われます。

島根県町村議会議長会のご協力によりまして、島根県下の町村議会が、本町の意見書と同様の意見書を政府へ提出する議決を次第に始めるとのことです。去る6日には、知夫村議会で議決をされ、11日には、西ノ島町議会でも議決をされたとのことです。今後とも関係自治体との連携を図りながら、政府に意見書の提出ができるよう望みたいところであります。

次に、2月22日午前の「竹島問題を語る国民交流会」への参加についてであります。

令和8年2月20日、午前中に島根県民会館で開催をされた。恒例の「竹島問題を語る国民交流会」に、当委員会の代表と、そして、隠岐期成同盟会の一員を兼ねて出席をいたしました。県議会、竹島議連の主催であり、参加者は60人。教育、漁業、今後の取り組みの方向性という3分野のテーマで区分をされ、私は今後の取り組みの方向性のグループへの参加となりました。国会議員、領土議連の新藤義孝会長が進行等まとめ役を務められ、このグループには西郷出身で、島根県竹島問題研究会副座長の佐々木茂氏、県土竹島を守る会の諏訪部会長、県議会議員、海士町議会議長、西ノ島町議会議長などが参加をされていました。

1人当たりの発言時間が非常に短かった中で、国会議員領土議連の新藤義孝会長に、「隠岐の島町議会は、竹島問題の解決の促進のための特別措置に関する法律を早期に制定し、国による竹島領有権回復に向けた取り組みの強化と、隣接地域振興施策を推進することを求める政府への意見書を、2月17日の臨時議会で議決をしました。政府へ提出した意見書を、国会議員、領土議連の先生方に、会長から配布をしていただきまして、取り組みをよろしくお伝え願えないでしょうか」と申しあげましたところ、快諾でありました。

次に、2月21日午後、竹島の日記念式典への参加についてです。令和8年2月21日午後、島根県民会館で、恒例の竹島の日記念式典が開催をされまして、当委員会の委員5名が出席をいたしました。2月の島根県竹島条例記念式典に、領土担当大臣の出席は、韓国に遠慮する必要はないと発言をしていた高市早苗首相の、就任前の言動とは裏腹に、日本政府の閣僚の出席もなく、政務官の派遣にとどまるなど、近年続く相変わらずの形式的な大会になっ

ていました。

式典の中での功労者表彰では、長く学校教育の現場で中学校教師として、次の時代を担う生徒たちに竹島問題を教え続け、先駆者としても功労著しい隠岐出身の常角敏先生が受賞されたことは、式典に出席をした当委員一同は先生への感謝の念でいっぱいでありました。

今回初めて式典に出席した委員3名からは、「大きな竹島大会に初めて出たが、報道陣やカメラの多さ、会場の雰囲気の高まりには驚いた。これが、この日1日だけではなく、常日頃から機運の高まりが持続されていれば、よいのにと感じた。過去に出席した親族から聞いていた右翼団体による街頭でのデモの激しさもなく、鎮静化している印象であった」という感想が述べられました。

いずれにいたしましても、日本政府が本格的に竹島問題に取り組もうとしていないことに対する何らかの打開策を打ち出さなければならないのは確かなようでありました。

以上で、竹島対策特別委員会の中間報告といたします。

所管の調査事項については、引き続き調査研究を進めてまいります。以上です。

○議長（安部大助）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

ただ今から、休憩とします。

午後の開始時間は13時30分からとします。

（本会議休憩宣告 11時56分）

○議長（安部大助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

日 程 第 3. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第4号「隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例」から議第23号「財産の無償譲渡について」までの20件、及び議第27号「令和8年度隠岐の島町一般会計予算」から同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」までの14件、計34件、並びに本日の議事日程第1で行いました委員長報告について一括して討論に付します。

「討論」はありませんか。

まず、原案に対し反対者の発言を許します。

2 番 : 村上 一議員

○2番（ 村 上 一 ）

日本共産党の村上一です。

町長提出議案の議第 13 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対討論を行います。

本条例は、子ども子育て支援のための財源を広く国民から集めるために、国保税に「子ども子育て分」を上乗せすることを決めるものです。しかも、その結果一人当たり月平均 300 円が増税になります。

日本共産党は、国会で政府が提案した「子ども子育て支援法」は国民に更なる負担増を求めるものだとして反対しました。子ども子育て支援はしっかりやるべきだとは思いますが、その財源は、国民に負担増を求めるのではなく、国が、大企業や富裕層に応分の負担を求めたり、防衛費を削減したりするなどして予算措置をすべきだと思います。国がやらないのであれば、地方自治体が住民の暮らしと命を守る防波堤とならなければなりません。

今多くの町民が国保税を引き下げてほしいと要望している時に、子ども子育て分を国保税に上乗せすることを規定したこの条例案には反対です。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ただ今、反対討論がありました議第 13 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対し、賛成討論のある方おられますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

2 番 : 村上 一議員

○2番（ 村 上 一 ）

それでは次に、議第 28 号「令和 8 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」について反対討論を行います。

先ほどの議第 13 号の条例に対する反対討論との重複は避けませんが、本定例会の一般質問で、私が行った国保税の質問に対して、町長は、年金生活者の国保税の負担が大きいことは十分に承知しており、引き続き負担軽減を図ると答弁されました。

また、担当課長からは、本会議や常任委員会で、国保税の標準税率が上がっても、町の国

保税を上げないように基金を取り崩して対応しているとの説明を受けました。町が町民の国保税負担を上げないように、これまで努力してきたことは評価しますが、今回の予算案では、子ども子育て分として、1人当たり月平均300円が増税となります。基金を取り崩すか、一般会計から繰り入れるなどして、増税にならないようにすべきで、予算案には反対です。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（安部大助）

ただ今、反対討論がありました、議第28号「令和8年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」に対しまして、賛成討論のある方おられますか。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

他に、反対討論の発言を許します。

2番：村上 一議員

○2番（村上 一）

それでは、もう1つ反対討論を行います。

議第27号「令和8年度隠岐の島町一般会計予算」について反対討論を行います。

一般会計予算の都市再生整備事業のうち、「海の見える交流館建築工事」に、5億6,000万円が計上されています。8年間をかけて計画してきたものが、いよいよ形になる段階だと思えます。

昨年6月定例会の一般質問で、私は町長に、住民の理解が得られていないのであれば、一旦立ちどまるべきではないかと質しました。町長は、「一部の町民の方から、不安や懸念の声があることも十分承知している。引き続き、町民の皆様とともに、開かれたまちづくりを進めていく」との答弁でした。

また私は、住民の理解を得るために出向いていって説明すること。紙ベースでのお知らせが大事という指摘もしました。紙ベースでのお知らせについては、その後、担当課から何回かニュースレターの発行と配布があり、説明する努力はされていると思います。

しかし、今回の議会に、中町町内会連合会から、海の見える交流館周辺道路の整備計画について、反対する「請願書」が出されました。また、逆に西郷港周辺地区地権者会からは、「計画の推進を求める意見書」が出されています。このような状況は、町が進めている西郷港周辺まちづくり計画によって、住民の中に対立と分断を呼んでいるということではないでしょうか。

日本共産党は、住民の合意なき事業はやるべきではないという立場です。一番大事なことは、住民の理解と納得を得ながら事業を進めていくことだと思います。

担当課からは、今まで説明不足だったことへの反省と今後しっかりと説明し、合意を得ながら進めていくとの報告を受けてはいますが、来年度、建設工事が始まる、この段階での今のような状況では、このまま事業の予算を認めることができません。予算案に反対します。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（安部大助）

ただ今、反対討論がありました議第27号「令和8年度隠岐の島町一般会計予算」に対し、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤 則子）

私の反対討論は、産業建設常任委員会委員長報告の、まず「請願第1号」についてでございます。次の考えから反対いたします。

確かに、町から住民側に説明不十分な点があったことは、この請願書が提出されたことから推測できます。しかし一方で、「アイノマゲート」の住民説明会は行われてきており、私も参加したことがございます。その時は参加者がとても多く、他の回はわかりませんが、活発な意見交換が行われておりました。さらに、常任委員会の最終日に、所管課から開発地区の大変見やすい設計図等が提示され、請願書が出されている車道の説明も、歩道と車道がフラットな作りになっていて、ちょうど中町目貫通りがツートンカラーでフラットな作りになっているという前例がございます。現行の道路より若干狭くなっているとはいえ、現状以上の狭苦しさは感じられないと思います。むしろ、利便性が増すように考えられます。

また、地権者からの「意見書」が参考資料として提示され、委員会にも受け入れられました。この意見書のことも考慮してほしいと思います。

以上の理由から、「継続審査」とすべきと思い今回の委員長報告には反対します。以上。

○議長（安部大助）

ただ今、委員長報告に対する反対の討論がありました。

次に、賛成討論の発言を許します。

8番：村上 謙武 議員

○8番（村上 謙武）

それでは、請願第1号「ポートプラザ館と旧いりふね並びにサカータ間の町道の幅員の現状維持を求める請願」を「採択すべし」とした委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

この請願第1号は、中町町内会連合会会長他役員10名の皆様から提出されたもので、現行の計画で、海の見える交流館を建築することとなった場合、ポートプラザ館横の町道142号線が、現行の道幅より1.2メートルから1.7メートル程度狭くなるという状況となるため、道幅の現状維持を求めるものであります。

ポートプラザ館周辺は比較的車両の通行量も多く、特にフェリーの出入港時には、歩行者、車両とも混雑する場所であります。当然に道幅が狭くなれば、車両がすれ違う場合に車間距離が狭まり、また、歩行者と通行車両との距離も近くなることで、通行車両、歩行者ともに危険度が高くなることは、自明の利であります。

交通安全、そして暮らしの安全を願う地域住民からすれば、道幅の現状維持を望むのは、当然すぎる願いであり、もし仮に、町が町民の願いに反するようなまちづくりを行えば、町長が目指すところの、“住んでよかったが響くまち”の実現は大変難しくなるのではないかという風に考えているところであります。

町は、請願者及び地域住民に真摯に向き合い、地域住民が納得する形での海の見える交流館の建築工事に向け、最大限努力することが、行政として責任ある対応であると考え、このたびの請願第1号の採択に賛成するところであります。

議員の皆様のご理解とご賛同をお願いして討論を終わります。

○議長（安部 大助）

次に、反対討論の発言を許します。

7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤 則子）

私はまた、先ほどのと関連いたしまして、請願第2号「中町地内町道灘通りの車両通行に関して現状維持の決議を求める請願」についてでございますが、先ほどと同じく、委員長報告の請願第2号の「採択すべし」に反対でございます。

それは簡単な理由だけ申し上げます。通行止めの道路は狭く、あれだけの距離の通行止め、つまり通り抜けできないようにするのは、安全上、大変良い政策と思います。簡単にそれだ

けでございますけれども、そういう観点から、請願第2号に関しても反対でございます。

○議長（安部大助）

次に、賛成討論の発言を許します。

5番：山田 浩太 議員

○5番（山田浩太）

私は請願第2号「中町地内町道灘通りの車両通行に関して現状維持の決議を求める請願」の委員長報告に対して賛成の立場から討論を行います。

本請願の根源的な問題は、執行部が進める西郷港周辺まちづくり事業において、地域住民と合意形成が欠如している点にあると考えております。請願者からは、灘通りの車両通行止め計画が広報誌で突然発表されるなど、住民が不在のまま計画が実行される、されようとしていることへの不安と不満が示されています。まちづくりとは、本来そこに暮らす人々の営みを支えるためのものであるはずで、住民の皆様が生活や経済活動が犠牲にされていると感じている現状のまま事業を強行することは、公共の福祉に資するとは言えません。

地域住民の皆様には、長年守り続けてきた生活の利便性や商売の基盤があります。一方で、執行部にも、町の活性化や安全確保という行政としての責務があります。それぞれに守るべき立場、利害、思いがあることを私も十分に理解した上で、私たち住民が共通認識として持つべきは、未来を担っていく子どもたちが誇れる島、安心して暮らせるまちをつくるということであるはずで、

そういった大局感を持ち、交流館建築や道路を改修することそのものを目的とせず、執行部は住民の懸念材料や不安に対し、もう一度膝を突き合わせ、双方が歩み寄れる着地点を探るべきであると考えております。

最後に子どもたちの世代に、あの時みんなで話し合っただけでこの町を作ったんだと胸を張っていえるよう、本請願を採択し、執行部と請願者の皆様には、再対話の場を設けることを私からは強く求めます。

議員各位の皆様には、ご賛同を心よりお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（安部大助）

他に、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに議第4号「隠岐の島町自動車練習施設設置及び管理条例」から議第12号「隠岐の島町宿泊研修施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの9件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第4号から議第12号までの9件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第13号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成12人、反対1人

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第13号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第14号「隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第18号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの5件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第14号から議第18号までの5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第19号「第2期隠岐の島町水産業振興計画について」、議第20号「辺地

に係る総合整備計画の一部変更について」、及び議第 34 号「第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画について」の 3 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 19 号、議第 20 号、及び議第 34 号の 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 21 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐高齢者研修施設新築工事〕」、及び議第 35 号「工事請負変更契約の締結について〔令和 7 年度港整備西村港防波堤改修工事〕」から議第 37 号「工事請負変更契約の締結について〔令和 7 年度 油井漁港防波堤改良工事〕」までの 3 件、計 4 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 21 号、及び議第 35 号から議第 37 号までの 3 件、計 4 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 22 号「財産の無償譲渡について」及び議第 23 号「財産の無償譲渡について」の 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 22 号及び議第 23 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 27 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成 12 人、反対 1 人

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 27 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 28 号「令和 8 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成 12 人、反対 1 人

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 28 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 29 号「令和 8 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」から議第 33 号「令和 8 年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 29 号から議第 33 号までの 5 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 38 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 38 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意案件の採決を行います。

これより、同意第 1 号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。

ここで、野津教育長の退室を求めます。

(野津教育長 退 室)

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第1号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

以上で、同意第1号の採決を終わります。

野津教育長の入室を許可します。

(野津教育長 入 室)

ここで、さきほど教育長に任命同意されました、野津教育長のごあいさつをお願いします。

番外：野津教育長

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

先ほどは同意案件承認いただきまして、ありがとうございます。

私も振り返るともう6年教育長をさせていただいています。力が足りないところたくさんあって、いろんな方に支援いただきながら、何とか進めてきました。また新たに3年間の任期をいただいたところでございますので、気を引き締めて新たな気持ちで臨みたいと考えております。

教育行政、いろんな課題が山積しております。私のモットーであります、「対話を通じて」というところで、しっかり対話を通じ、そして、一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと考えております。一つ一つ乗り越えることで、町長の推進する、“よかったが響くまち”の実現に繋がるという風に考えております。議会の皆様とは、いろんな場面で議論を交わしたり、意見をいただくことがこれからも多々あると思います。午前中の委員長報告でも厳しい意見もいただいております。真摯に受けとめるところは受けとめて、共に、歩んでいきたいという風に考えております。これからも、温かいご指導、ご鞭撻をお願いして、就任に当たり、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（ 安 部 大 助 ）

次に、同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を採決します。

ここで、長田財政課長の退室を求めます。

(長田財政課長 退 室)

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第2号は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

長田財政課長の入室を許可します。

(長田財政課長 入 室)

長田財政課長に報告します。

同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」は、同意することに決定いたしましたので、ご報告します。

次に、請願第1号「ポートプラザ館と旧いりふね並びにサカータ間の町道の幅員の現状維持を求める請願」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり「採択」することに賛成の方は起立願います。

賛成9人、反対4人

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、請願第2号「中町地内町道灘通りの車両通行に関して現状維持の決議を求める請願」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成9人、反対4人

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、令和7年請願第4号「政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「不採択」です。

したがって、原案について採決を行います。

この採決は委員長報告ではなく、原案に対して賛成、反対の決を採りたいと思いますので、お間違えのないよう、よろしく願います。

それでは、この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

賛成 5 人、反対 8 人

(起 立 少 数)

起立「少数」であります。

したがって、請願第 4 号は委員長報告のとおり「不採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

ただ今から、14 時 20 分まで休憩とします。

(本会議休憩宣告 14 時 00 分)

○議長 (安部大助)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14 時 20 分)

採択されました請願第 1 号及び第 2 号に関しては産業建設常任委員会から発委第 2 号『西郷港周辺まちづくり事業「海に見える交流館建築工事」に伴う町道計画に対する附帯決議 (案)』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 としてただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、発委第 2 号『西郷港周辺まちづくり事業「海に見える交流館建築工事」に伴う町道計画に対する附帯決議 (案)』を追加日程第 1 として議題といたします。

追加日程第 1. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

それでは、提出者の産業建設常任委員長に説明を求めます。

産業建設常任委員長 6 番：牧野 牧子 議員

○6 番 (牧野 牧子)

それでは提案理由を申し述べます。

附帯決議案、発委第 2 号『西郷港周辺まちづくり事業「海に見える交流館建築工事」に伴う町道計画に対する附帯決議 (案)』について、ご提案いたします。

隠岐の島町が令和 8 年度予算に計上している西郷港周辺まちづくり事業のうち、海に見える交流館建築工事に関連して、計画されている町道の幅員縮小及び車両通行止めを含む路線計画について、請願を出された住民から、歩行の安全性や生活道路としての利便性が損なわ

れることへの懸念、並びに、計画に関する住民説明が十分ではなかったとの理由により、計画の一部見直しを求める請願が提出されております。

本事業は、西郷港周辺のにぎわい創出や観光振興を図る重要な事業である一方で、当該町道は地域住民の日常生活に密接に関わる生活道路でもあり、その安全性及び利便性の確保、また、計画への住民理解は極めて重要であります。よって、町に対し、次の事項を強く求めます。

1つ、町道の幅員縮小及び車両通行止めを含む路線計画について、地域住民に対し十分かつ丁寧な説明をすること。2、歩行者の安全性及び地域住民の生活道路としての利便性が確保されるよう、必要に応じて、計画内容の見直しを含めた検討をすること。3、上記の協議及び進捗状況を、所管の常任委員会に報告を行い、住民の理解が得られたことを確認した上で、慎重に予算を執行すること。以上、決議いたします。

令和8年3月13日、隠岐の島町議会産業建設常任委員会。以上です。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

それでは、発委第2号の「質疑」を行います。

質疑のある方おられますか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、反対討論の発言を許します。

4番：脇田 千代志 議員

○4番（脇田千代志）

賛成討論を行います。

先ほど、産業建設常任委員長が附帯決議案を読み上げられましたけども、その内容の附帯決議の理由並びに確認項目について、町執行部が住民の皆様のご理解とご協力を得て、相互理解のもとに、予算と事業の慎重な執行が担保されますよう期待しまして、本附帯決議に賛

成をいたします。以上です。

○議長（安部大助）

他に、討論ありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成9人、反対4人

（起立多数）

起立「多数」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定しました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査・調査となった案件を除き全て議了しました。

会議を閉じます。

以上で、「令和8年第4回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

（閉会宣告 14時28分）